

栃木県と東日本高速道路株式会社との包括的提携協定書

栃木県（以下「甲」という。）及び東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携して、双方の資源を有効に活用し、栃木県における観光振興、栃木県産品の消費拡大、栃木県内における緊急対応時の支援強化等を通じて地域社会の発展を図るとともに、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおける質の高いサービスの提供等を通じて利用者の利便の向上、利用の拡大を図ることを目的とする。

（共同実施）

- 第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、共同で実施することが有効な案件について連携して取り組みを進める。
- 2 甲及び乙は、前項により取り組みを進めることで合意をした案件について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 3 共同で実施した前項の案件について、甲及び乙は、その成果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成22年12月15日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期間に関わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に3年間有効とし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を所持するものとする。

平成22年12月15日

栃木県知事

福田 富一

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長

佐藤 龍雄